

2 審理員意見書の理由

(1) 本件に係る法令等の規定について

ア 児童手当の額として、法第6条第1項第1号イ(1)(ii)で、「当該3歳以上小学校修了前の児童が1人又は2人いる場合 1万5000円に当該3歳に満たない児童の数を乗じて得た額と、1万円に当該3歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額とを合算した額」とされている。

また、同号ロ(2)で、「当該15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童が2人以上いる場合、1万5000円に当該3歳に満たない児童の数を乗じて得た額、1万5000円に当該3歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額及び1万円に当該小学校修了後中学校修了前の児童の数を乗じて得た額を合算した額」とされている。

児童手当の額の改定として、法第9条第3項で、「児童手当の支給を受けている者につき、児童手当の額が減額することとなるに至った場合における児童手当の額の改定は、その事由が生じた日の属する月の翌月から行う。」とされている。

イ 「児童手当Q&A集」(平成25年9月30日厚生労働省児童手当管理室。以下「Q&A集」という。)の「1. 申請・認定・支給」の間1-15で、「養子縁組の意思の合致があり、実子と全く同じようにその生計を支え、監護を行っている場合、次のようなケースにおいて、連れ子を支給要件児童として認めることはできますか。

(1) 直近の時期に戸籍上の縁組の手続きを取る場合

(2) 子どもの意思を尊重して、小学校を卒業する頃手続きをする。

(3) 戸籍上の手続きをとる予定はないが、子どもと将来にわたって一緒に生活したい(子どもの戸籍には手をつけたくない)。」

の問いに対する答えとして、

「○ 養子縁組の意思の合致とは、父と母が婚姻関係にあり、その児童について実子と全く同様にその生計を支え、監護しているような場合で、父と母が共同して養子縁組の届出をすれば受理される場合を想定しているため、このような場合には、その児童を支給要件児童に含めても差し支えありません。

○ したがって、養子縁組の意思の中には、その手続きをする意思があることも含まれるものであることから、(1)と(2)については認められるが、(3)については認めることは難しいと考えます。」

とされている。

(2) 本件処分が(法令等)が求める要件に該当するかについて

審査請求人は養育している児童のうち、上の2人は再婚した妻の子であり、養子縁組をしていないと述べている。

「Q&A集」では、養子縁組の意思の合致があり、実子と全く同じようにその生計を支え、監護を行っている場合は認定できる、すなわち養子縁組の手続きをする意思があることも含まれるとなっているが、審査請求人は審査請求書の中で、「本人達の名字をかえたくない事や、色々な諸事情により養子縁組しておらず」と述べており、養子縁組をする意思があるとは考えられない。

以上のことから、処分庁が上の2人は支給要件児童ではないとした判断は妥当なものと認められる。

その結果、下の1人が第1子となり、法第6条第1項第1号イ(1)(ii)及び法第9条第3項に基づき、当該児童が3歳になった日の属する月の翌月から10,000円に額改定されたことに違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

平成30年1月30日	諮問の受付
平成30年1月31日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：2月16日 口頭意見陳述申立期限：2月16日
平成30年2月5日	第1回審議
平成30年3月2日	第2回審議

第5 審査会の判断

児童手当は、法に基づき支給されるものであり、その額及び額の改定について、法第6条第1項第1号及び法第9条第3項に規定されている。そして、平成24年以降における児童手当法に基づく児童手当について、これまでに発出したQAや疑義照会をまとめた「Q&A集」によると、上の2人の児童を審査請求人の支給要件児童として認めるためには養子縁組の意思（その手続きをする意思を含む。）の合致があることが必要とされている。審査請求人の主張からは、2人の児童について、養子縁組の意思の合致があるとは考えられないとし、3人目の児童1人を支給要件児童として本件処分を行った処分庁の判断に、違法又は不当な点は認められない。

なお、3人の児童が審査請求人の扶養に入っていること、住民票も同じで生計を一にしていること、あるいは、養子としていない場合は児童手当の対象外であることを分かりやすく記載すべき旨を主張しているが、当該主張は、児童手当制度への意見、あるいは、児童手当制度の案内・広報への意見であり、本件処分の違法又は不当を理由付けるものではない。

以上より、本件審査請求は棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第2部会

委員（部会長）野一色直人

委員 福田 公教

委員 松村 信夫